

令和8年度 入学案内

大学院人文社会科学研究所

入学手続は、

- ① 入学手続専用サイトへの登録
- ② 入学料の支払い（又は入学料免除／入学料猶予申請）
- ③ 入学手続書類の送付

全て必要となります。

*入学手続専用サイト <https://e-apply.jp/ds/ehime-u-nyugaku/>

入学手続専用サイトより、入学手続に必要な情報の入力及び入学料の納付を行ってください。

*入学のご案内ページ（URL） <https://www.ehime-u.ac.jp/entrance/information/>

「入学案内・入学手続関係書類」それぞれのファイルを確認し、入学案内に記載されている入学手続関係書類を送付してください。

自然災害の発生や感染症の流行等による諸行事及び諸手続について

自然災害の発生や感染症の流行等によって、諸行事及び諸手続の変更があるときは、本学の公式ウェブサイトでお知らせいたしますので、定期的にウェブサイトを確認してください。

愛媛大学公式ウェブサイト（URL） <https://www.ehime-u.ac.jp/>

合格おめでとうございます。合格者は、この「入学案内」及び愛媛大学 HP「入学のご案内ページ」をよく確認して所定の期間内に間違いのないよう手続きをしてください。

なお、入学手続きの一部をインターネットにより行いますので「入学手続き専用サイト利用ガイド」も併せてご確認ください。

入学手続きが完了すると、令和 8 年度入学生として、入学が許可されます。

－ ・ ・ ・ ・ 入学手続きの各項目について ・ ・ ・ ・ ・

【1】入学手続きの概要

1	入学手続きの手順	3
	（1）入学手続き期間	3
	（2）入学手続き専用サイトからの登録	4
	（3）入学料の納付	4
	（4）入学手続き関係書類の提出	5
	（5）入学の辞退	5
	（6）諸経費	6
	（7）個人情報の取扱い	6
2	新入生オリエンテーション	7
3	長期にわたる教育課程の履修について	7
4	既修得単位の認定	9

【2】以降の項目については、本学ウェブサイトより、「入学のご案内ページ」のそれぞれのファイルを確認し、各自必要な手続きを行ってください。

入学のご案内ページ (URL) <https://www.ehime-u.ac.jp/entrance/information/>

【2】授業料、入学料・授業料の免除・徴収猶予制度、奨学金制度

◆授業料について ◆入学料・授業料の免除及び徴収猶予制度 ◆奨学金制度

※令和8年3月に本学を卒業し、引き続き大学院等に進学する者のうち、在学中に授業料の引落とし手続きを行っており、口座を変更しない者については、当該引落とし手続きを継続しますので、新たに引落とし手続きを行う必要はありません。

【3】入学式

◆令和8年度 愛媛大学入学式

【4】健康診断

◆健康診断について

【5】ガイダンス、授業準備、既修得単位認定等

◆新入生歓迎週間、ガイダンス、オリエンテーション等 (対象外)

◆ノートパソコンの必携化について ◆既修得単位の認定について (対象外)

◆外部試験による共通教育科目「英語」の成績判定について (対象外)

◆数学力テストについて(工・農) (対象外) ◆教育・学習データ利活用への協力依頼

◆愛媛大学の広報活動に係るご理解・ご協力について

【6】大学生活のサポート

◆相談窓口 ◆学生宿舎、マンション・アパートの紹介

◆通学、学生証、在学証明書、通学証明書の発行について ◆校友会の学生支援事業

【7】問合せ先一覧、キャンパス案内

◆問合せ先一覧 ◆各キャンパスへのアクセス方法 ◆キャンパスマップ

【1】 入学手続の概要

1 入学手続の手順

入学手続期間内に、次の手続きを完了してください。

1. 入学手続専用サイトから**必要情報の登録、入学料の納付**^{※1}を行う。
入学手続専用サイト <https://e-apply.jp/ds/ehime-u-nyugaku/>
2. **入学手続関係書類を郵送する。**^{※2}

入学手続期間内に入学手続を行わなかった場合は、いかなる理由があっても入学辞退者として取り扱います。また、大学を卒業見込みで出願した者が令和8年3月までに卒業できないことが判明した場合は、入学許可を取り消します。なお、入学許可を取り消した場合も入学料は返還しません。

※1 次のいずれかに該当する場合は、入学料の納付は行わず、入学料の免除又は徴収猶予の申請を行ってください。

・ 次のいずれかに該当し、入学料免除を希望する者

(1) 経済的理由によって入学料の納付が困難であり、かつ、本学が定める学力基準を満たす者

(2) 入学前1年以内に、本人（入学する者）の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより入学料の納付が困難であり、かつ、本学が定める学力基準を満たす者

・ 経済的理由その他やむを得ない理由により、入学料支払いの猶予を希望する者

※2 入学手続締切日の17時までに到着することを必ず確認したうえで郵送してください。

(1) 入学手続期間

入学手続期間：**令和8年3月4日（水）～3月12日（木）17時必着**

入学手続に関する問合せ先・送付先：

〒790-8577 愛媛県松山市文京町3番

〈法文学専攻〉愛媛大学法文学部事務課学務チーム

TEL：089-927-9220

E-mail：llgakumu@stu.ehime-u.ac.jp

〈産業システム創成専攻〉愛媛大学社会共創学部事務課学務チーム

TEL：089-927-9019

E-mail：crigakum@stu.ehime-u.ac.jp

入学手続に不備がある場合は、入学手続期間中に、入学手続専用サイトで登録した連絡先、インターネット出願で登録した「志願者連絡先」又は「緊急時連絡先」（保護者等連絡先）に、担当チームから連絡します。

(2) 入学手続専用サイトからの登録

「入学のご案内ページ」に掲載する「入学案内」及び「入学手続専用サイト利用ガイド」を参照のうえ、入学手続専用サイトにアクセスし、画面の表示に従って登録してください。

「入学のご案内ページ」<https://www.ehime-u.ac.jp/entrance/information/>

※登録が完了すると自動送信の完了メールが届きます。メールの受信制限をしている場合は、「e-apply.jp」からのメールを受信できるよう設定してください。メールが届かない場合は、入学手続専用サイトに登録したメールアドレスを確認してください。一度登録が完了するとサイト上での修正ができないため、修正が必要な場合は、入学手続に関する問い合わせ先（3 ページ参照）までご連絡ください。

(3) 入学料の納付

①入学料 282,000 円

②入学手続専用サイトから、指定する方法によりお支払いください。

なお、支払手数料は合格者のご負担となりますのでご了承ください。

③納付した入学料は、返還しません。ただし、次に該当する場合は当該入学料相当額を返還します。

- ・ 入学料を納付した者が、入学手続をしなかった場合
- ・ 入学料を納付した者が、入学手続期間内に入学を辞退した場合
(入学手続期間終了後の入学辞退の場合は返還しません。)

④入学料の免除又は徴収猶予を申請される場合は、入学手続専用サイトでの入力項目「入学料免除または徴収猶予の申請をする場合」で「入学料免除を申請する」もしくは「入学料徴収猶予のみ申請する」にチェックを入れ、申請書類を入学手続関係書類に同封してください。チェックを入れた場合は、入学料納付ボタンは表示されません。

※入学料の免除及び徴収猶予の詳細については、

[【2】授業料、入学料・授業料の免除・徴収猶予制度、奨学金制度](#)

[「入学料・授業料の免除及び徴収猶予制度」](#)を確認してください。

※入学料免除又は入学料徴収猶予を申請した者で入学手続期間終了後に入学を辞退する場合は、直ちに入学料を納付する必要があります。

(4) 入学手続関係書類の提出

入学手続関係書類は、角形 2 号の封筒 (240 mm×332 mm) の表に入学手続に関する送付先 (3 ページ参照) を記載し、必ず入学手続期間最終日の 17 時までには到着することを確認のうえ「速達・簡易書留」にて郵送してください。直接持参しても受理できません。

提出書類		留意事項
1	保証書	入学手続専用サイトから印刷した本学所定の用紙に必要な事項を記入したもの
2	令和 8 年度愛媛大学受験票	出願サイトからダウンロードして印刷したもの (試験当日に持参したもの。入学手続完了後に返還します。)
3	入学資格証明書	卒業証明書又はこれに代わる証明書 (卒業証書不可) ※志願時に提出している場合は、必要ありません。 在学中の者は、卒業時に提出してください。 間に合わない方は、いつ頃送付できるか明記したメモを同封してください。
4	返信用封筒 (長形 3 号)	合格者の住所・氏名を記入し、460 円分の切手を貼付したもの
5	住民票の写し (日本国籍を有しない者のみ)	市区町村長が発行したもの ※日本国籍を有しない者のみ提出してください。 志願時に提出している場合は、必要ありません。
6	入学料免除・授業料免除申請必要書類 (該当者のみ)	申請希望者は、「 入学料・授業料の免除及び徴収猶予制度 (申請希望対象者) 」をご参照ください。 ※申請した場合、結果通知 (入学料は 6 月下旬、授業料は 8 月上旬予定) まで入学料・授業料の納付は猶予されます。
7	入学料徴収猶予・授業料徴収猶予申請必要書類 (該当者のみ)	申請希望者は、「 入学料・授業料の免除及び徴収猶予制度 (申請希望対象者) 」をご参照ください。 ※入学料免除・授業料免除申請をする者は、結果通知 (入学料は 6 月下旬、授業料は 8 月上旬予定) まで入学料・授業料の納付は猶予されるため、徴収猶予の申請書類提出は不要です。

(5) 入学の辞退

入学する意思がなく、入学を辞退する場合は所定の手続を行ってください。

①入学手続期間中に辞退する場合

入学手続専用サイトで「辞退手続きを行う」を選択し、必要事項を入力してください。
書類の提出は不要です。

②入学手続完了後に辞退する場合

入学手続を行った担当チームまで必ず電話にて連絡のうえ、「入学辞退願」を作成し、郵送してください。郵送が間に合わない場合は、電話連絡の際にご相談ください。
詳細は入学のご案内ページ「[入学手続完了後の入学辞退](#)」をご確認ください。

(提出先) 〒790-8577 愛媛県松山市文京町 3 番 愛媛大学教育学生支援部入試課 宛
(提出期限) 令和 8 年 3 月 31 日 (火) 17 時必着

(6) 諸経費

合格通知書に同封の振込用紙にて、令和8年3月31日(火)までに指定の金融機関へお振込みください。なお、振込手数料が別途必要となります。

諸経費納付金額 22,430円

内 訳	金 額
学生教育研究災害保険※1 ※4	1,750円
学研災付帯賠償責任保険※2 ※4	680円
愛媛大学校友会費(該当者のみ) ※3	20,000円

※1 本学では入学の際に一括加入することになっています。保険の詳細は、合格通知書に同封の「学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり」を参照してください。

※2 本学では学生教育研究災害傷害保険と併せて、全学部とも入学の際に一括加入することになっています。保険の詳細は、合格通知書に同封の「学研災付帯賠償責任保険加入者のしおり」を参照してください。

※3 愛媛大学校友会費については、別紙「愛媛大学校友会費納入のお願い」をご覧ください。本学を卒業した者で、過去に納付している者については、新たに納付する必要はありません。

※4 学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険については、長期履修申請をする場合は金額が変わりますので、お問い合わせください。

このほか、入学後は授業用のテキスト代が別途必要になります。

[入学時の諸経費等問合せ先](#)

(7) 個人情報の取扱い

本学では、提出された入学関係書類等に記載された氏名、住所等の個人情報は、本学における入学手続の事務処理、入学関係書類等に不備があった場合の連絡、入学後の教務関係(学籍、修学指導等)、学生支援関係(健康管理、奨学金申請、入学料・授業料免除及び徴収猶予申請等)、学生・保証人及び父母等への連絡、卒業後の連絡(アンケート依頼等)、授業料等に関する業務及び統計・調査・研究(入試・教務に関する調査・分析)を行う目的をもって利用し、本学が、「[国立大学法人愛媛大学個人情報保護に関する基本方針\(プライバシーポリシー\)](#)」に基づき、適切に管理します。

なお、愛媛大学関連団体(校友会、後援会、同窓会)から個人情報の提供依頼があったときは入学手続専用サイトの「情報提供の同意」の同意により、本学が保有する個人情報を提供します。関連団体別の同意を希望される場合は、法文学部事務課学務チームまたは社会共創学部事務課学務チーム(「[問合せ先一覧](#)」参照)までご連絡ください。

2 新入生オリエンテーション

人文社会科学研究科の履修ガイダンスを、以下日程にて実施します。

〈法文学専攻〉

日 時：令和8年4月6日（月） 14時00分

場 所：総合教育棟13階 305 講義室

〈産業システム創成専攻〉

日 時：令和8年4月6日（月） 16時00分

場 所：社会共創学部本館/総合研究棟23階 CRI-2

※新入生オリエンテーションは、履修及び今後の学生生活全般について必要なことを周知するためのものですので、必ず出席してください。

3 長期にわたる教育課程の履修について

本研究科では、学生が職業を有しているなどの事情により、修業年限を超えて、一定の期間にわたり計画的な履修を認めることができる長期履修学生制度を導入しています。希望者は入学手続関係書類と一緒に、長期履修学生履修申請書を郵送してください。

- 1 長期履修学生を希望することができる者は、2年以上の定職経験又は大学卒業後2年以上の社会人としての経験を有する者で、現に職業に従事している者、あるいは、その他やむを得ない事情があると研究科長が特に認めた者です。
- 2 長期履修学生が修業年限の2年を超えて研究指導を受けることを希望する場合、修業年限に1年を加えた年数とします。
- 3 長期履修学生制度を希望する者は、入学手続時に、入学手続関係書類と一緒に長期履修学生履修申請書を提出してください。なお、入学手続の際に長期履修学生履修申請書を提出した者は、前学期の授業料は、指示があるまで納入しないでください。
- 4 長期履修学生履修申請書を提出した者については、当該専攻において書類審査及び面接による審査を行います。
- 5 長期履修学生として認められた者の履修期間は3年であり、履修期間の変更はできません。
- 6 授業料の年額は、2年間の合計額を新たな修業年限の年数で均等に除した額となります。なお、長期履修学生として認められた者の前学期の授業料は、令和8年4月に納入することになります。

(令和8年度)

535,800 円(年額授業料)×2 (修業年限)

= 357,200 円 (年額授業料)

3 (長期在学期間)

*178,600 円 (半期授業料)

* 在学中に授業料改定が行われた場合には、新授業料を適用します。

令和8年度 愛媛大学長期履修学生履修申請書

愛 媛 大 学 長 殿

長期履修学生として、履修したいので申請します。

令和 年 月 日

所 属	人文社会科学研究科	専攻	専攻
ふりがな 氏 名 生年月日	(年 月 日生)	入 学 年 度	令和8年度入学
職 業			
勤務先名 所在地		電 話	
現 住 所		電 話	
申請理由（長期履修を希望する理由）			

4 既修得単位の認定

本研究科に入学する前に大学院（外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなし、認定することがあります。入学前の既修得単位等を勘案して 1 年を超えない範囲で在学したものとみなすことができます。

上記の認定を希望する者は、当該大学院の発行する学業成績証明書に講義内容のわかる資料を添付し、（修了者は修了証明書を添付してください。）入学手続期間中に、入学手続に関する送付先（3 ページ参照）へ提出してください。（封筒に「既修得単位認定申請」と朱書きしてください。）なお、外国の大学院が発行するものにおいては、科目名・成績評価等について和訳の説明を添付してください。